主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社C工場(以下「会社」という。) に雇用され、電気関係設備の保全業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、D病院を受診し、「適応障害」と診断された。 請求人によると、平成〇年〇月以降、工場の建替工事準備のために業務量が増加 し、また、会社が過去に行った照明工事や電気主任技術者の選任に関して法令違 反であることを知り、強いストレスを感じたという。
- 3 本件は、請求人が精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして療養 補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分(以下「本 件処分」という。)をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求 める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に対し審査 請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定を したことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

- 第6 理 由
 - 1 当審査会の事実認定

(略)

2 判断の要件

(略)

- 3 当審査会の判断
- (1)請求人の精神障害の病名と発病時期については、決定書理由に説示するとおり、平成〇年〇月〇日にICD-10診断ガイドライン「F43.2 適応障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。
- (2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、上記2の1に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)のとおりである。
 - (3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、請求人は、①仕事内容・仕事量の大きな変化があり、②業務に関連し違法行為を強要され、いずれの出来事によっても強い心理的負荷を受けたと主張するほか、③複数名で担当していた業務を一人で担当するようになった、④上司が替わった、⑤理解してくれる人の異動があったという3つの出来事についても主張していることから、以下検討する。
 - ア 仕事内容・仕事量の大きな変化があったとする主張について

請求人は、平成〇年〇月の連休に予定されていた大規模工事の準備に係る業務量が増加していた上に、工事直前の工事計画変更に対応するため、業務量も労働時間もさらに増加したと主張している。

この点、請求人は第3種電気主任技術者の資格を有し、長年にわたり保全業務に従事し、過去にも同様の工事の業務経験を有しており、請求人の能力や経験からすると当該工事内容については十分対応可能であったと認められるが、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの時間外労働時間数は41時間10分となり、前月より20時間以上増加し、おおむね45時間程度と認

められる。同主張に係る出来事を、認定基準別表 1 の具体的出来事「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するとみても、その心理的負荷の総合評価は「中」であると判断する。

イ 業務に関連し、違法行為を強要されたとする主張について

請求人は、平成〇年〇月の第2種電気主任技術者の交代に伴い、請求人が作成した第2種電気主任技術者の選任届を経済産業局へ提出した際、同局担当官から被選任者の勤務状況に関する指摘を受けたことをもって、違法行為を強要されたと主張する。

また、会社が過去に実施した照明工事が無届けで行われていたことが判明し、請求人のほか〇名が消防署へ出向き事情を説明したものの、その後実施される請求人担当の配管工事にも影響するのではないかと強いストレスを感じたと主張する。しかし、請求人は、虚偽の文書作成を命じられたことはなく、事後対応も行っていないことが認められ、請求人自身、過去の無届けの工事についても、消防署からは口頭指導が行われたのみで請求人が事後対応をすることはなく、また、違法工事を強要された事情もないと述べている。

これら出来事については、違法性及び強要の程度が高いとはいえず、請求人が事後対応を求められた経過も認められないため、認定基準別表1の具体的出来事「業務に関連し、違法行為を強要された」(平均的な心理的負荷の強度「II」)に該当するとみても、心理的負荷の総合評価は「弱」にとどまるものと判断する。

- (4)請求人が主張する出来事のうち、上記(3)の③から⑤の3つの出来事については、決定書理由に説示するとおり、その心理的負荷の総合評価はいずれも「弱」であると判断する。
- (5)以上のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、 その総合評価が「中」となる出来事が1つ、「弱」となる出来事が4つである から、その心理的負荷の全体評価は「中」とすることが妥当であり、請求人に 発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないものである。
- (6) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を 左右するに足るものは見いだせなかった。

4 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。